

中小企業政策審議会第9回金融ワーキンググループ議事概要

日 時：平成28年10月7日（金）15:00～16:40

場 所：経済産業省別館1階103会議室

出席委員：村本委員（座長）、河原委員、小林委員、家森委員、 ※三神委員は欠席

オブザーバー：

日本政策金融公庫 大西 保険部門長

全国信用保証協会連合会 村山 会長

日本商工会議所 鎌田 中小企業振興部主任調査役（代理出席）

全国商工会連合会 乾 専務理事

全国中小企業団体中央会 及川 次長・政策推進部長（代理出席）

全国商店街振興組合連合会 長島 企画支援部次長（代理出席）

全国銀行協会 榊原 三菱東京UFJ銀行 融資部上席調査役（代理出席）

地方銀行協会 茂野 静岡銀行 法人部長

第二地方銀行協会 丹治 常務理事（代理出席）

全国信用金庫協会 齋藤 朝日信用金庫融資管理部長（代理出席）

全国信用組合中央協会 奥川 茨城県信用組合 理事

全国知事会 田畑 北海道経済部地域経済局中小企業課金融担当課長（代理出席）

日本銀行 渡辺 金融機構局企画役（代理出席）

中小企業基盤整備機構 安栖 理事

CRD協会 塚田 企画役

議 題：

（1）信用補完制度の見直しに向けての方向性案＜論点整理＞

（2）抜本的な事業再生への課題について

議事概要

■ 事務局が開会宣告。

■ 村本座長の指示に基づき、中小企業庁から資料3、4、金融庁から資料5を説明。

■ 討議

（河原委員）

・方向性案については概ね賛成。

- ・セーフティネット保証については5号の本来の構造不況と危機時の機能とを分けて整理されたことが良かった。
- ・保証付き融資とプロパー融資によるリスクシェアについては、この制度の持続可能性という点からも有効ではないか。
- ・中小企業側も経営状況を誠実に開示することが求められる。ローカルベンチマークや私が提案した経営診断カルテが活用されることを期待する。経営改善のためのガイドラインの策定していただきたいが、忙しい経営者でも分かり易い、中小企業としてのガバナンスやアカウンタビリティ等、お願いしたい。
- ・小規模事業者への支援は、業況悪化してから行われることが多いが、例えば各地区のよろず支援拠点で企業の健康診断のようなもの行えるように機能追加できないか。
- ・「持続的発展」（資料4の4ページ ③）は表題を「小規模事業者」と書いた方がわかりやすいのではないか。④「再生期等」の中に事業承継が入っているが、事業承継は中小企業支援の重要なテーマであり項目として立てるべきではないか。
- ・保証協会の業務の在り方について、様々な経営支援機関の連携が必要になるため、数値だけで見るのではなく、頑張っている人が評価される仕組みや連携を促進するための指針等が必要ではないか。
- ・全国保証協会連合会について、見直しによる現場での不安も予想されるので、各協会からの情報収集による課題のまとめ等によるサポートをしっかりとお願いしたい。

（小林委員）

- ・基本的に違和感はない。
- ・経営改善・事業再生を促す保証メニューについて検討を行うとあるが、中小企業のガバナンスにも機能するようなコベナント条件付の保証は有効な制度だと思っている。
- ・求償権放棄条例の整備については全国規模では無く、現在19,20ぐらいの自治体に限られていると認識しているが是非進めていただきたい。再生局面の対応は進んできているが、廃業の場面でも利用できるように対応を進めていただきたい。
- ・長期の条件変更先に保証協会の債権が残っているという金融庁からの指摘を受け、協会の果たす役割は大きいと改めて思った。
- ・再チャレンジ支援においては、入り口のところの保証の取り方の問題と出口のところの保証債務の整理の段階があるが、出口のところでの経営者保証ガイドラインは十分機能しているのか。金融庁の説明資料（P.19「信用保証協会に返済をさせていただいているが、一生（何百年）かかっても返済は出来ない」）は、一つのコメントであり全体をあらわすかどうかは議論の余地があるが、経営者保証ガイドラインが適用されれば、こういうことは起きないのではないか。
- ・経営者保証ガイドラインの運用は各地区の協会で異なっている。財務諸表の開示に問題があった場合ガイドラインを適用が難しいという協会もある。厳しく適用しすぎる

のはガイドラインの趣旨に合わないので、今後誠実に対応する債務者については救済を検討すべき。

- ・信用保証制度以外の施策について、抜本再生は早期に金融機関と事業者の対話が重要。事業者が財務情報を整備して金融機関に説明し、金融機関は事業者をしっかりと見守るといった平時からの関係構築をサポートする仕組みが必要。これは抜本再生に入っても有効となるもの。そのためには、ローカルベンチマークや健康カルテという方法もあるが、もう少し広げてガイドライン的なものを示して金融機関も事業者もこのガイドラインに従って進めましょう、ということで社会的なムーブメントに繋げて欲しい。ガイドラインのご検討をぜひお願いしたい。
- ・保証協会業務の在り方について、ガバナンス強化のためには、見える化が重要となる。単なる係数でなく経営支援等が積極的に行われるよう工夫した見える化をお願いしたい。地域によって保証協会の対応に濃淡あるとの話を聞く。連合会で各地域の協会へのヒアリング実施し、メルクマールを示すといった積極的な対応が必要ではないか。

(家森委員)

- ・副題にもある様に中小企業の事業の発展を支えるという観点が重要。本案に違和感はない。
- ・中小企業の発展を支えるにあたって、中小企業が置かれているライフステージや地域によって非常に多様になることを勘案すべき。一律に保証割合を設定するのではなく、プロパー融資も踏まえながら柔軟性をもって対応する方が中小企業者の多用なニーズに応えることができるのではないか。引き続き、運用についてはしっかり考えてもらいたい。
- ・プロパー融資の中でも不動産担保を付けている等、金融機関が事業者を支援するインセンティブが働かないものは意味がない。この点については協会の力量が問われる。
- ・新たなセーフティネット保証については、危機時においては迅速に発動するとともに、海外事例の様にやめるときにはスパッとやめるといった制度とすべき。一方、セーフティネット保証5号については、引き続き、別枠で措置してもらえが、変革を行う事業者が当該制度を活用して、生産性向上を実現できるよう応援していけるようにすべき。
- ・創業支援については、今までも行っているところだが、金融機関と如何に一緒に取り組んでいくかが重要。
- ・小規模・零細事業者については、現在の厳しい環境下では持続すら難しい。この部分については、信用補完制度以外の施策を活用しながら対応していく必要あり。
- ・信用保証協会の主要業務に金融機関と連携しながら助言や支援をしていくことが位置づけられることに賛成。良い取組を横展開し、頑張る協会を応援していく。難しい業務を一生懸命やっていきたいと思えるような監督指針や法整備が重要。

(小林金融課長)

- ・ 三神委員のコメント事務局から発表する。
- ・ 金融機関の借り手ステージに応じて支援を変えていくべき。特に成長時期では、金融機関で様々なやり方あるだろう。スピーディーな融資、業績上昇を通じた利幅確保、運転資金融資への動産担保融資の活用等。
- ・ 小規模事業者に対しては、経営塾等で用語、財務諸表の作成方法等について教えていると聞く。一方で、支援が多様化している現状において、金融機関にも知識が求められていることから金融機関に対する研修を検討してはどうか。
- ・ 事業者においては、自らの資金計画を詰めていくことが必要。カルテ等をしっかり取り組んでいくことが重要なのではないか。

(村本座長)

- ・ 保証制度を支えるには、保証協会、金融機関、事業者それぞれが努力することが重要。今回の見直しができるだけ良い制度改革になればと思う。
- ・ オブザーバーからコメントがあれば発表いただきたい。

(全国銀行協会 三菱東京 UFJ 銀行 榊原上席調査役)

- ・ この方向性で問題ない。支援メニューを揃えて頂いているが、分かり易くシンプルなものにしてほしい。制度設計で工夫していただきたい。
- ・ 金融庁のアンケートの結果、こういったステージのお客様には丁寧に対応しているつもりだが、受け取る側との感覚の差が生じている可能性あり。お客様の本当の声ということであれば真摯に受けとめたい。

(地方銀行協会 静岡銀行 茂野法人部長)

- ・ 今回の保証見直しには賛成。事業性評価に基づく融資は推進すべきもの。しっかり取り組んでまいりたい。
- ・ セーフティネット保証についても賛成。一方で、保証付き融資の条件変更が長期化し卒業にいたらないというのは課題。金融機関の関わり方を改善していく必要がある。

(第二地方銀行協会 丹治 常務理事)

- ・ 違和感なく賛成。プロパー融資によるリスクシェアは数字だけでは計れないところもあるため、実態に即した柔軟な取扱いができるような運営体制が重要。
- ・ セーフティネット保証の見直しについても異論はない。大規模危機への対応については、十分活用できるような体制が確保されていくことが重要。

(全国信用金庫協会 朝日信用金庫 齋藤融資管理部長)

- ・小規模事業者向けの資金繰り支援の拡充に感謝したい。事業規模が小さいため抜本再生が少ないが、適切に支えれば回復することもある。小規模事業者は生活に直結するため、日常の中でできる限りの努力をされている。我々もさらに支援を行っていくので、小口零細企業保証制度の限度額引き上げをぜひとも御願いたい。
- ・小規模事業者への資金繰りの改善支援を進めているが、実態として財務諸表の信頼性に乏しく、また一つの受注で業績が大きく変動するため表面上の決算だけで融資の判断はできない。信金では、受注状況、資金繰りの見込み、人柄や熱意等の定性面で判断している。他方、定性的な情報を体系的に管理することは非常に難しいので、制度設計に当たりましてはそうした実情に配慮を御願いたい。
- ・プロパー融資とのリスクシェアについては、大切なところは、お客様の状況というのは千差万別であり、個々の状況に合わせてベストな方法を考えていくことが重要となる。画一的な制度の運用となると個々の事情に応じた対応ができず、悪影響を及ぼすおそれもあるため、現場で柔軟な対応ができる制度運用となるよう配慮を御願いたい。
- ・このリスクシェア以外にも、保証実務に関する部分で1度にいろいろと大きな変更をされると現場に混乱が生じて中小企業への資金供給に大きな影響が生じてしまうことも懸念される。制度改正の過渡期にはどのような影響が生じるかわからないことを十分踏まえて、慎重に対応いただきたい。

(全国信用組合中央協会 茨城県信用組合 奥川理事)

- ・全体として、中小企業の事業の成長・発展を促して生産性向上や地方創生に寄与するものとして、非常によい方向性となったと思う。
- ・リスクシェアの考え方は、事業者目線の資金供給、そして実務上の円滑な運用、その観点からプロパー融資と保証付融資の組み合わせでリスクシェアを行おうとする方向性は非常に有効。
- ・取引先の大半は持続的発展期に当たる小規模事業者であり、こうした小規模事業者への信用補完の拡充により、業界としてより効果的な資金供給と経営支援が可能となりまして、ひいては地方創生にも貢献できる
- ・金融庁の説明資料、十分に参考にしたい。

(日本商工会議所 鎌田主任調査役)

- ・これまで補完制度の見直しにあたって、中小企業、小規模事業者に悪影響与えないこと、セーフティネット保証の堅持、経営改善を万全にすること、中小企業資金繰りの円滑化等について発言してきたが概ね配慮してもらった。
- ・危機時の対応の在り方については、経済危機に対して、新たなセーフティネットを迅

速発動させる点は画期的と考える。

- ・セーフティネット保証5号の見直しによって、中小企業等の資金繰りが悪化しないよう、まずは民間金融機関の対応、小口向けの100%保証の拡充、更には念には念を入れて政策金融により万全な対応をお願いしたい。

(全国商工会連合会 乾専務理事)

- ・小規模事業者にしっかり目配りがきいている点御礼申し上げる。
- ・小規模事業者向けの資金繰り支援の拡充については高く評価。
- ・地方創生の主役として小規模事業者を強く打ち出していただいた評価。
- ・セーフティネット保証の見直しについては、小規模事業者に副作用が出ないようにソフトランディングの観点で制度見直しをお願いしたい。
- ・経営指導については、ネットワーク強化の重要性に対して想いを強くした。引き続き御指導いただきたい。

(全国中小企業団体中央会 及川次長)

- ・ライフステージの表について、創業と拡大期だけでは簡単に分けられないという議論の中で、持続的発展を盛り込んでいただいた点を高く評価。
- ・事業承継税制はさることながら、次の後継者の資金繰り問題に対して株式取得への保証を検討いただきありがたい。税制と金融の両輪になった。中小企業に当該制度を浸透させるため、ガイドラインが必要。経営力強化法で新たな業種できたときにこういう観点がしっかり入っていることが生産性向上には重要。
- ・セーフティネット保証5号についてはバランス良くやってもらっているが、資料4の7ページの最後の3行が誤解のないようにしていただきたい。「金融機関の経営支援の下で構造的な改善等進めて行く」という部分を念押ししていく必要があるのではないか。

(全国商店街振興組合連合会 長島 企画支援部次長)

- ・小口向け保証の拡充に感謝。引き続き中身についても宜しくをお願いしたい。

(中小企業基盤整備機構 安栖理事)

- ・弱い立場の中小企業に配慮頂き感謝。
- ・ライフステージに沿って、様々な観点から支援を行う点について違和感なし。個別項目についても問題点はない。今後現場としてコメントがあれば発言していきたい。

(全国知事会 田畑 北海道庁金融担当課長)

- ・全体は良い方向。

- ・金融機関と信用保証協会のリスクシェアについては、運用面でどう進めるかが重要。地域によって差が出ない仕組みをお願いしたい。
- ・小規模事業者向けや創業への100%保証はありがたい。
- ・セーフティネット保証5号については以前出席したときにも発言したが、地域事情について配慮いただきたい。全国一律では、地域で疲弊している業種をカバーできない。
- ・保証料率や保険料率の在り方について検討とあるが、信用保証協会の経営に配慮いただきたい。

(全国信用保証協会連合会 村山会長)

- ・本日は、信用補完制度の見直しの方向性の案をお示し頂き、様々な議論、ご指摘を頂いた。
- ・総じて、あらゆるライフステージにおいて直面する資金調達上のリスクに対し、信用補完制度を通じてリスクを緩和しながら必要十分な信用供与を行っていく、そして、個々の実情に応じて適切なリスクシェアを図りながら中小企業の発展を支援していく、といった方向性をお示し頂いたものと理解。
- ・本日お示し頂いた、こうした大きな方向性と思いを同じくするものであり、違和感ない。
- ・同時に、地域毎に異なる事情の中で、それぞれの協会がどの様に工夫し、その役割を最大化していくのかを問われていると受け止めており、身の引き締まる思い。
- ・信用補完制度により、あらゆるステージにおいて中小企業の発展を支えていくため、今回の方向性に基づき、更に努力を行っていかねばならないとの思いを新たにしているところ。
- ・資料5では、前回のアンケート調査同様に、色々と厳しいご指摘をいただいた。金融円滑化法以降に急増した条件変更先を中心に、協会としても、例えば経営サポート会議や経営改善計画の策定支援を通じて、経営改善支援、事業再生支援等の取組に努めているところ。
- ・回収については、計算上は長期になるケースもあり、これは、事業者の状況に応じて柔軟な対応を行なうべく、少額弁済をお願いした結果ではあるが、今後は、再チャレンジ支援の観点からの対応にも、一層努めて参りたいと考えているところ。

(CRD協会 塚田企画役)

- ・データベース機関として、信用保証協会や日本政策金融公庫にリスク判断の提供やツール提供を行う等、信用補完制度を支える一員であると自覚。持続可能な信用補完制度の確立という意味で有意義な議論だった。
- ・引き続き、サポートする立場で支援していきたい。効果の検証等も必要な範囲で協力させていただく。

(日本政策金融公庫 大西保険部門長)

- ・金融庁からのご説明にもあったように、金融機関が中小企業者に対して十分なリスクを有しているかどうか、再生支援における重要な要素になっているが、それは再生支援以外の当初与信時や期中管理においても重要な要素と考えられる。
- ・資料3に記載のとおり、十分な規律を働かせるためには、危機時対応等以外の通常の保証時においては、金融機関のリスクシェアを現在よりも拡大させる方向での実行性のある方策・改正が重要。
- ・また、企業の状況を踏まえた対応という意見もあったが、今回の見直し施策については、シンプルな設計とし、運用・解釈に差がないようにすることが重要。
- ・経営改善・事業再生の促進、小規模事業者向けの資金繰り支援の拡充、地方層創生への貢献等において保証メニューを拡充することのだが、一般論として、民間サイドで一定の規律を保ちつつ、支援の対象は政策的に真に必要な分野に絞るべき。
- ・なお、現在は歴史的に代弁率が低い状況であることから、中長期的な代弁率を考慮した制度を設計することが必要。
- ・事業承継における後継代表者個人が株式取得をする際の保証については対象外となっているが、リスクも限定されており、信用補完制度に組み込まれるよう改正をお願いする。

(小林金融課長)

- ・方向性については賛同が多かったという認識。
- ・運用については柔軟性、わかりやすさを考慮していきたい。細かい部分については、必要に応じて非公開のヒアリングを開催していく。保証以外のガイドラインや金融機関と事業者の関係構築の方法等について議論していきたい。

(金融庁 日下地域金融企画室長)

- ・冒頭の説明で具体的な事例を飛ばしたので説明させていただく。メイン行が回収を進める一方、役員借入で資金不足が賄われていること等によって、約6割の長期条件変更先において、メイン行シェアが低下している。メイン行が十分に融資を行っているかどうかでメイン行の支援に対するインセンティブ変わってくる。金融庁では、ベンチマーク策定しており、自己診断に取り組んでもらう方針。

(村本座長)

- ・基本的な方向性はこれでいいのではないかと。細かい運用について、最終的な報告でどこまで踏み込むかは検討事項。

(小林金融課長)

- ・ 村本座長と相談して、関係者にヒアリングを実施していく。
- ・ 次回の進め方は、成長戦略や骨太の方針に記載されているとおり、年内に取りまとめられるようなスケジュールで進めて行く。報告書で肉付けしていく。

■ 予定されていた議事を終え、閉会となった。

以上